

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成24年4月19日(2012.4.19)

【公開番号】特開2010-256096(P2010-256096A)

【公開日】平成22年11月11日(2010.11.11)

【年通号数】公開・登録公報2010-045

【出願番号】特願2009-104588(P2009-104588)

【国際特許分類】

G 01 J 5/48 (2006.01)

H 02 K 37/24 (2006.01)

【F I】

G 01 J 5/48 Z

H 02 K 37/24 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月5日(2012.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記実情に鑑み、本発明が解決しようとする課題は、複数の検出素子を用いることなく、測定範囲を確保することができる測定装置を提供すること、または、複数の検出素子を用いることなく、回転方向および回転方向に直交する方向への測定範囲を確保することができる測定装置

を提供することである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

検出器と、該検出器の向きを可変可能に支持する支持部材と、該支持部材を駆動して前記検出器の向きを可変させる駆動部材と、を有する測定装置であって、

前記駆動部材は、自らの支承部によって回動および傾倒可能に支持された前記支持部材に当接して該支持部材を回動させる回動部と前記支持部材を傾倒させる傾倒部とを有することを特徴とする測定装置。

【請求項2】

前記支持部材は、前記傾倒部としての傾倒カムが当接する傾倒当接部を有していることを特徴とする請求項1に記載の測定装置。

【請求項3】

前記支持部材は、前記回動部としての前記回動カムが当接する回動当接部を有していることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の測定装置。

【請求項4】

前記支承部は、回動および傾倒が可能な支点であって、前記支承部と前記傾倒当接部が前記傾倒カムに係合する係合部とを通る直線が、径方向にのみ移動可能に前記支持部材をガイドするガイド部を有し、該ガイド部によって前記支持部材が前記傾倒カムの回動に伴

って径方向に移動し、前記支持部材が傾倒することを特徴とする請求項 2 に記載の測定装置。

【請求項 5】

前記ガイド部を有するケース体に、前記支承部を支持する支持部を形成し、前記支持部材を回動および傾倒が可能に支持させたことを特徴とする請求項 4 に記載の測定装置。

【請求項 6】

前記傾倒カムは溝カムであって、該溝カムによって前記傾倒当接部の径方向の位置が規制されることを特徴とする請求項 4 に記載の測定装置。

【請求項 7】

前記回動部としての回動カムと前記傾倒部としての傾倒カムとは、共にカム部材の同一平面に形成されていることを特徴とする請求項 1 に記載の測定装置。

【請求項 8】

前記カム部材は回動可能に構成され、該カム部材の回動中心の内側に傾倒カムを配設するとともに外側に回動カムを配設したことを特徴とする請求項 7 に記載の測定装置。

【請求項 9】

前記支持部材を前記支持部に付勢する付勢手段を有していることを特徴とする請求項 5 に記載の測定装置。

【請求項 10】

前記支持部材は、前記付勢手段とは異なるフリクション機構を介して支持部に支持されていることを特徴とする請求項 9 に記載の測定装置。

【請求項 11】

前記支承部は球面であり、前記支持部は前記支承部と係合可能な結合凹部であることを特徴とする、請求項 5 または請求項 9 に記載の測定装置。